

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024 年 12 月 27 日
【発行者の名称】	株式会社エージェンテック (AGENTEC Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 涼採
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目 2 番地 新倉ビル 6 階
【電話番号】	(03)6206-4361 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 廣瀬 友彦
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	(03)3666-2321 株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 株式会社エージェンテック https://www.agentec.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp
【公表されるホームページのアドレス】	

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。

ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 21 期(中間)	第 22 期(中間)	第 20 期	第 21 期
決算年月	2023 年 9 月	2024 年 9 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
売上高 (千円)	351, 219	333, 191	680, 705	722, 957
経常利益 (千円)	99, 377	53, 747	172, 962	204, 080
中間(当期)純利益 (千円)	65, 169	35, 349	113, 439	133, 817
資本金 (千円)	40, 000	40, 000	40, 000	40, 000
発行済株式総数 (株)	2, 700, 000	2, 700, 000	2, 700, 000	2, 700, 000
純資産額 (千円)	592, 386	686, 150	540, 062	666, 494
総資産額 (千円)	758, 806	827, 401	684, 813	818, 095
1 株当たり純資産額 (円)	219. 40	254. 13	200. 02	246. 85
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	42. 00 (—)	5. 0 (—)
1 株当たり中間(当期)純利益 (円)	24. 14	13. 09	42. 01	49. 56
潜在株式調整後 1 株当たり中 間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	78. 07	82. 9	78. 86	81. 50
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	57, 348	33, 894	128, 097	144, 864
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	196	2	△5, 728	150
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△11, 340	△13, 500	△60, 136	△11, 340
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	435, 986	543, 895	389, 555	523, 546
従業員数 (人)	43	38	43	40

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。
4. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 20 期の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 21 期の財務諸表については同監査法人の監査を受けており、第 22 期中間会計期間の中間財務諸表について同監査法人の中間監査を受けております。
5. 2023 年 7 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行いました。第 20 期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

3【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

4【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社を有しておりますが、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも重要な影響を及ぼしていないため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数
コンピュータソフトウェア事業	38
合計	38

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社が属するソフトウェア業界は、クラウドやモバイル、また VR、AR、XR といった新技術の出現、現在は GPT などの大規模モデルの登場により生成 AI が大きく脚光を浴びております。企業においては人材不足の解消や業務プロセスの効率化を目的とし、生成 AI をはじめとする DX 化のニーズが顕在化しております。

当社の主力商品であるデジタルコンテンツ共有ソリューション ABookBiz につきましては、MCM（モバイルコンテンツ管理）市場で、10 年連続出荷金額・出荷 ID 数ともに市場シェア 1 位（デロイトトーマツミック経済研究所株式会社調査）を獲得致しました。こうした状況のなか、当社のビジョンである「未来を切り拓く IT 価値を創造し、広く世界へ提供する」を引き続き継続実現するため、AI 専門会社へ変革していくことを新たな目標とし、現在生成 AI 分野へ人材および資金の投資を活発化し、新たな新規サービスの開発に重点をおいております。また、当社独自開発の AI アシスタント機能を搭載した ABookBiz の提供を開始し、企業の生成 AI ニーズに対し、革新的なソリューションの提供を開始しました。

当中間会計期間の ABookBiz を中心としたストックサービスの売上は、260,102 千円（前年同期比 0.6%増）となりました。一方、自社ソフトウェア製品開発・販売サービス、受託開発売上については、将来を見据え、生成 AI 分野の研究開発に人材を投入したことから、従来の開発売上高は減少し、それぞれ 34,082 千円（前年同期比 30.2%減）、32,068 千円（前年同期比 18.5%減）となりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は 333,191 千円（前年同期比 5.1%減）、営業利益は 49,887 千円（前年同期比 48.8%減）、経常利益は 53,747 千円（前年同期比 45.9%減）、中間純利益は 35,349 千円（前年同期比 45.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 20,348 千円増加し、543,895 千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得したキャッシュ・フローは、33,894 千円（前年同期に獲得した資金は 57,348 千円）となりました。これは主に税引前中間純利益 53,747 千円を計上し売上債権の減少 10,914 千円があったものの法人税等の支払額 40,105 千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得したキャッシュ・フローは、2 千円（前年同期に獲得した資金は 196 千円）となりました。これは敷金及び保証金の返還による収入 2 千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出したキャッシュ・フローは、13,500 千円（前年同期に使用した資金は 11,340 千円）となりました。これは配当金の支払額 13,500 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次のとおりです。

事業の名称	金額（千円）	前年同期増減率（%）
自社ソフトウェア製品開発・販売サービス	34,082	△30.2
ストックサービス	260,102	0.6
受託開発売上	32,068	△18.5
受託開発保守売上	6,936	54.3
合計	333,191	△5.1

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業などのリスクの発生、又は2024年6月27日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

<J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年4月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いとい乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相
当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その

催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間に末日現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は636,951千円となり前事業年度末に比べ14,774千円増加しました。これは現金及び預金が20,349千円増加したものの、売掛金が10,915千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は190,449千円となり前事業年度末に比べ5,469千円減少しました。これは投資有価証券が3,354千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は141,250千円となり前事業年度末に比べ10,350千円減少しました。これは前受金が33,266千円増加したものの未払法人税等が23,336千円減少し、未払費用が6,778千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は686,150千円となり前事業年度末に比べ19,656千円増加しました。これは13,500千円の配当をしたものの、中間純利益35,349千円を計上したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行（株） （2024年9月30日）	公表日現在発行数（株） （2024年12月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,800,000	8,100,000	2,700,000	2,700,000	東京証券取引所 （TOKYO PRO Market）	単元株式数 100株
計	10,800,000	8,100,000	2,700,000	2,700,000	—	—

（注）2024年4月11日をもって、当社株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的に新株予約権を付与しております。この新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

第4回新株予約権（2019年6月24日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024 年 9 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2024 年 11 月 30 日)
新株予約権の数（個）	5,960	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	59,600（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株 76（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021 年 7 月 1 日 至 2029 年 6 月 28 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 76（注）3 資本組入額 38	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の行使時において、当社の 普通株式が証券取引所に上場されている ことを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は 当社子会社の取締役及び従業員であつ た者は、新株予約権行使時において も、当社又は当社子会社の取締役及び 従業員であることを要する。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他 正当な理由がある場合はこの限りでは ない。 ③新株予約権者が、株式公開前に死亡 した場合には、本新株予約権者の相続 人による本新株予約権の行使は認めな い。 ④本新株予約権者に、当社の定款もし くは社内規則に違反する重大な行為が あつたとき、本新株予約権者が本新株 予約権を放棄したとき、又は権利行使 資格の喪失の前後を問わず、法令に違 反する重大な行為があつた場合等、本 新株予約権の付与の目的に照らして本 新株予約権者に本新株予約権を行使さ せることが相当でない事由として当社	同左

	取締役会決議により定める事由が生じたときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 権利放棄により15,215個の新株予約権が消滅しております。

4. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月12日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済 株式数残高	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	普通株式 2,700,000	—	40,000	—	25,300

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
金 涼採	東京都足立区	2,599,900	96.30
秋山 譲二	東京都調布市	100,000	3.70
李 炳燦	東京都豊島区	100	0.00
計	—	2,700,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,700,000	27,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,700,000	—	—
総株主の議決権	—	27,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

4 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高(円)	1,110	—	—	—	—	—
最低(円)	1,110	—	—	—	—	—

5【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経営管理部長	徳本 潤弥	2024 年 8 月 31 日

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.98%
売上高基準	2.74%
利益基準	1.55%
利益剰余金基準	0.45%

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	522,371	542,720
売掛金	77,838	66,923
仕掛品	7,919	5,951
前払費用	12,905	20,340
その他	1,307	1,233
貸倒引当金	△165	△216
流動資産合計	622,177	636,951
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,079	602
工具、器具及び備品（純額）	85	57
有形固定資産合計	※1 1,164	※1 659
無形固定資産		
ソフトウェア	805	594
無形固定資産合計	805	594
投資その他の資産		
投資有価証券	154,105	150,751
関係会社株式	3,661	3,661
敷金	19,988	19,625
長期前払費用	1,172	293
繰延税金資産	9,906	9,752
その他	5,114	5,111
投資その他の資産合計	193,947	189,194
固定資産合計	195,918	190,449
資産合計	818,095	827,401

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,133	11,268
未払金	14,835	5,525
未払費用	31,822	25,044
未払法人税等	40,105	16,769
未払消費税等	16,841	10,275
前受金	35,613	68,879
預り金	1,247	1,089
賞与引当金	—	2,397
流動負債合計	151,600	141,250
負債合計	151,600	141,250
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金		
資本準備金	25,300	25,300
資本剰余金合計	25,300	25,300
利益剰余金		
利益準備金	3,456	3,456
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,873	621,722
利益剰余金合計	603,329	625,178
株主資本合計	668,631	690,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,136	△4,330
評価・換算差額等合計	△2,136	△4,330
純資産合計	666,494	686,150
負債純資産合計	818,095	827,401

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
売上高	351,219	333,191
売上原価	130,486	157,129
売上総利益	220,732	176,061
販売費及び一般管理費	※1 123,270	※1 126,174
営業利益	97,461	49,887
営業外収益		
受取利息	4	58
受取配当金	156	355
有価証券利息	1,500	1,500
為替差益	138	—
雑収入	115	2,227
営業外収益合計	1,915	4,142
営業外費用		
為替差損	—	282
営業外費用合計	—	282
経常利益	99,377	53,747
税引前中間純利益	99,377	53,747
法人税、住民税及び事業税	35,234	17,083
法人税等調整額	△1,026	1,314
法人税等合計	34,207	18,397
中間純利益	65,169	35,349

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	40,000	25,300	25,300	3,456	528,569	532,025	△51,173	546,153
当中間期変動額								
剰余金の配当					△11,340	△11,340		△11,340
中間純利益					65,169	65,169		65,169
自己株式の消却					△51,173	△51,173	51,173	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	2,656	2,656	51,173	53,829
当中間期末残高	40,000	25,300	25,300	3,456	531,225	534,681	—	599,983

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,091	△6,091	540,062
当中間期変動額			
剰余金の配当			△11,340
中間純利益			65,169
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,505	△1,505	△1,505
当中間期変動額合計	△1,505	△1,505	52,324
当中間期末残高	△7,596	△7,596	592,386

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	40,000	25,300	25,300	3,456	599,873	603,329	668,631
当中間期変動額							
剰余金の配当					△13,500	△13,500	△13,500
中間純利益					35,349	35,349	35,349
株主資本以外 の項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	21,849	21,849	21,849
当中間期末残高	40,000	25,300	25,300	3,456	621,722	625,178	690,480

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△2,136	△2,136	666,494
当中間期変動額			
剰余金の配当			△13,500
中間純利益			35,349
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	△2,193	△2,193	△2,193
当中間期変動額 合計	△2,193	△2,193	19,656
当中間期末残高	△4,330	△4,330	686,150

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	99,377	53,747
減価償却費	770	715
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	272	51
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,118	2,397
為替差損益	△226	48
受取利息及び受取配当金	△161	△414
有価証券利息	△1,500	△1,500
敷金償却	1,087	362
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,109	10,914
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,767	2,053
その他流動資産増減額 (△は増加)	△5,768	△6,879
仕入債務の増減額 (△は減少)	49	134
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,793	△6,566
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	26,696	17,019
小計	96,045	72,085
利息及び配当金の受取額	1,661	1,914
法人税等の支払額	△40,358	△40,105
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,348	33,894
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金・保証金の返還による収入	196	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	196	2
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△11,340	△13,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,340	△13,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	226	△48
現金及び現金同等物の増減額	46,430	20,348
現金及び現金同等物の期首残高	389,555	523,546
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 435,986	※ 543,895

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式…移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年

工具、器具及び備品 5～6 年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3 年）に基づいております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』、SaaS を中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』、自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』を主たる事業としています。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりでございます。

①カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』及び自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』

ABook 販売・開発サービスでは、当社製品をベースに顧客・代理店の要望に合わせたカスタマイズ開発を行っています。また、受託開発事業ではアプリケーションソフトウェアなどの開発を行っています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しています。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取り扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

②SaaS を中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』

当社製品の SaaS を中心としたライセンス取引であり毎月の利用ユーザー数に応じた従量課金テーブルに基づいて収入が生じています。そのため、ライセンス料は契約期間にわたり履行義務が充足されることからライセンスを提供する期間にわたり収益を認識しています。

7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）及び「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日）を当中間会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計

上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,820千円	6,326千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	524千円	504千円
無形固定資産	245千円	210千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	301,460	2,430,000	31,460	2,700,000
合計	301,460	2,430,000	31,460	2,700,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加2,430,000株は、1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。普通株式の発行済株式数の減少31,460株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	31,460	—	31,460	—
合計	31,460	—	31,460	—

(注) 普通株式の自己株式数の減少31,460株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内容	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当中間会計期間末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,340	42	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	2,700,000	—	—	2,700,000
合計	2,700,000	—	—	2,700,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内容	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当中間会計期間末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,500	5	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定 預け金	434,920 千円 1,065	542,720 千円 1,175
現金及び現金同等物	435,986	543,895

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	154,105	154,105	—
資産計	154,105	154,105	—

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、前受金

現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	3,661

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	150,751	150,751	—
資産計	150,751	150,751	—

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、前受金

現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	3,661

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	55,645	—	—	55,645

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	98,460	—	98,460
資産計	55,645	98,460	—	154,105

当中間会計期間（2024 年 9 月 30 日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
株式	50,161	—	—	50,161
社債	—	100,590	—	100,590
資産計	50,161	100,590	—	150,751

上場株式・社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。社債は取引金融機関の提示する参考時価情報によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

- ②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
子会社株式	3,661	3,661

2. その他有価証券

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	21,288	18,069	3,218
社債	—	—	—
小計	21,288	18,069	3,218
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	34,357	39,302	△4,944
社債	98,460	100,000	△1,540
小計	132,817	139,302	△6,484
合計	154,105	157,371	△3,265

当中間会計期間（2024 年 9 月 30 日）

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	11,355	9,396	1,959
社債	100,590	100,000	590
小計	111,945	109,396	2,549
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	38,805	47,974	△9,169
社債	—	—	—
小計	38,805	47,974	△9,169
合計	150,751	157,371	△6,620

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社は本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は 2,175 千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 8,700 千円であります。

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社は本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当中間会計期間の負担に属する金額は 362 千円であり、当中間会計期間末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は 8,700 千円であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はソフトウェア事業を主体とした単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
一時点で移転される財及びサービス	88,192	66,151
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	263,026	267,039
顧客との関係から生じる収益	351,219	333,191
外部顧客への売上高	351,219	333,191

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行碩務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権 売掛金(期首残高)	94,608	77,838
顧客との契約から生じた債権 売掛金(期末残高)	77,838	66,923
契約資産(期首残高)	—	—
契約資産(期末残高)	—	—
契約負債(期首残高)	38,414	35,613
契約負債(期末残高)	35,613	68,879

(注1) 契約負債は、貸借対照表のうち、流動負債の「前受金」として表示しております。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

(注2) 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、28,769 千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引

当社では、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ソフトバンク株式会社	95,128

(注)当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ソフトバンク株式会社	114,761

(注)当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

1 株当たり純資産は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	246円85銭	254円13銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、期中平均株価が把握できないので記載しておりません。

（注）2. 当社は、2023年7月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

（注）3. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり中間純利益	24円14銭	13円09銭
（算定上の基礎）		
中間純利益(千円)	65, 169	35, 349
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	
普通株式に係る中間純利益(千円)	65, 169	35, 349
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 700, 000	2, 700, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (新株予約権の数21, 175個)	新株予約権 (新株予約権の数5, 960個)

（注）当社は、2023年7月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月27日

株式会社エージェンテック

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェンテックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェンテックの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。